

中国とASEANの経済協力と 行動計画（2021－2025）

ITI 客員研究員，亜細亜大学アジア研究所特別研究員 石川幸一

いしかわ・こういち 日本貿易振興会（ジェトロ），国際貿易投資研究所を経て亜細亜大学アジア研究所長・教授を経て，2019年より現職。専門はASEANの経済発展と経済統合，著書に『アジアの経済統合と保護主義』（共著，文眞堂，2019年）など多数。

ASEANと中国の協力関係は1991年に始まった。1993年に中国はASEANの協議パートナーになり，1996年には完全対話国となった。2003年に戦略的パートナーシップ関係が構築され，戦略的パートナーシップのための行動計画が2006年に開始された。行動計画は5か年計画であり，現在は2021－25年計画が実施されている。行動計画は政治安全保障，経済，社会文化の3分野の協力が中心となった包括的なもので実施のための制度・枠組み・事業などは100を超える。ASEANと中国の経済関係は順調に発展し，2009年以降中国はASEANの最大の貿易相手国となっており，2020年にはASEANが中国の最大の貿易相手国となった。ASEAN中国関係を拡大させた制度・政策は，ASEAN中国FTAをはじめ，2013年以降の一路政策などがあげられるが，経済分野の行動計画も重要である。経済分野の行動計画は，貿易投資，金融，農業，ICT，観光，エネルギーなど広範な分野を対象としている。中国のASEANに対する経済協力は長期的，包括的に実施され，段階的に拡大強化されており，極めて戦略的である。

はじめに

ASEANと中国の経済関係は拡大・緊密化を続けている。中国は2009年に日本を抜いてASEANの最大の貿易相手国となり，2020年にはASEANが中国の最大の貿易相手国となった。中国はASEANへの第4位の投資国（2020年）であり，経済協力も増加している。経済関係の拡大の主力となったのは企業の貿易投資活動であるが，活発な企業活動を支えたのはASEAN中国間の経済協力のための制度や政策である。ASEANと中国の経済活動を支援

した制度や政策としては，まずASEAN中国（ACFTA）があげられる。ACFTAは物品貿易，サービス，投資，紛争解決の4つの協定からなる。ACFTAは企業の使いやすさの改善などを目的に何度か修正されてきており，現在多くの企業に利用されている。

次にASEAN中国戦略的パートナーシップのための行動計画が重要である。行動計画は，①政治安全保障協力，②経済協力，③社会文化協力を対象とする包括的マスタープランである。2006年から開始された5か年計画であり，現在は第4次（2021－2025）計画が実施されている。ASEANと中国の経済協力では，2013

年に開始された中国の「一帯一路」構想が重要なことは論を俟たない。ASEAN10 か国は「一帯一路」構想に参加し、鉄道、道路、港湾などのインフラ整備を進めている。ただし、ASEANにおける「一帯一路」は極めて大きなテーマであり、本論では対象としていない¹⁾。

本論文は、経済協力分野の行動計画に焦点をあてて、概要、特徴などを検討し、現行の行動計画（2021-2025）について論じている。まず地域協力機構としてのASEANと中国の関係と協力の発展の経緯を概観し（第I節）、次に経済協力の多様なメカニズムをみるとともにその中核となっている行動計画の内容を検討している（第II節）。さらに、2021年から2025年までの現行の行動計画についてACFTAに焦点をあてて論じ（第III節）、最後に米中対立の中での中国のASEANへの経済協力を評価している（おわりに）。

I 中国とASEANのパートナーシップ関係の発展

1. ASEANと中国の外交関係は1991年に開始

中国のASEANとの外交・経済協力関係は1991年に開始された。ASEANが創設された1967年は東西冷戦とベトナム戦争のただ中であり、中国とASEANは対立と不信の関係にあった。中国は東南アジア各国で反政府闘争を行っていた各国の共産党を支援し「革命の輸出」を行おうとしていた。1970年代に入ると、中国は、ASEAN加盟国との関係正常化に乗り出し、マレーシア、フィリピン、タイとの国交を正常化した。しかし、1965年の9月30日事件により1967年10月に国交が凍結され

たインドネシアとの国交正常化は1990年8月だった。また、ベトナム戦争当時兄弟の関係といわれたベトナムとの関係は、1979年の中国軍のベトナム侵攻により断絶し、回復したのは1991年11月だった。ベトナムとの国交正常化により現在ASEANに加盟している全ての国との国交が正常化した。加盟国との関係正常化を踏まえ、中国はASEANとの関係構築に乗り出した²⁾。

1991年7月にクアラルンプールで開催された第24回ASEAN外相会議開会式に銭其琛外相がマレーシア政府の招待により出席したことから中国とASEANとの関係は始まった（以下、表1参照）。1993年にはASEAN事務局長が初めて訪中し、中国はASEANの協議パートナー（Consultation Partner）となった。1994年には、安全保障対話を行うメカニズムであるASEAN地域フォーラム（ARF）に創設と同時に加盟した³⁾。また、同年7月には、ASEAN事務局長と中国外相が経済貿易協力合同委員会と科学技術協力合同委員会の設立に合意しており、両国・地域の経済協力の第一歩となった。1996年7月には、中国はASEANの対話国（Full Dialogue Partner）となった⁴⁾。

1997年12月にクアラルンプールで初のASEANプラス3（日中韓）首脳会議が開かれたが、同時に中国とASEANの第1回首脳会議が開催され、その後定例化された。同会議では、「21世紀に向けての善隣・信頼のパートナーシップ共同宣言」が調印された。宣言では、善隣友好、ハイレベルの交流と対話、2国間（中国とASEAN加盟国）および多国間（中国とASEAN）の協力強化、南シナ海での紛争を含む紛争の平和的手段での解決を謳っている。中国は、ASEANの東南アジア非核兵器地

表1 中国とASEANの経済交流の発展（1991年から2000年）

1990年	インドネシアとの国交正常化（8月）、シンガポールとの国交樹立（10月）
1991年	ブルネイとの国交樹立（9月）、ベトナムとの国交正常化（11月）
1991年7月	24回ASEAN外相会議に銭其琛中国外相出席、初の非公式外相会議
1993年9月	ASEAN事務局長中国訪問 中国、ASEANの協議パートナーになる
1994年7月	中国外相ASEAN事務局長、貿易・経済、科学・技術の合同委設立合意
1994年	高級事務レベル（SOC）政治協議に合意
1994年7月	中国、第1回ASEAN地域フォーラム（ARF）に参加
1995年4月	第1回高級事務レベル政治協議
1996年7月	中国、ASEANの対話国となる、中国、第29回ASEAN拡大外相会議に初参加
1997年2月	第1回ASEAN中国合同協力委員会（JCC）、ASEAN中国協力基金設立
1997年	中国、アジア通貨危機でASEAN支援
1997年12月	ASEANプラス3首脳会議、第1回ASEAN中国首脳会議（以後毎年開催）、「21世紀に向けての善隣・信頼のパートナーシップ」共同宣言 中国はその後ASEAN加盟国と共同宣言に基づき枠組み文書に署名、各国との協力プログラムを発表
2000年	中国の提案によりASEAN中国FTAの専門家による研究を開始

（出所）ASEAN中国サミットの議長声明、共同声明などにより作成。

帯条約を歓迎する一方で、ASEANは「一つの中国」政策を確認している。同宣言は、中国とASEANが相互に地域における重要な役割を確認、評価し、政治・安全保障、経済など広範な協力関係を発展させることを明らかにした、中国ASEAN関係の発展において画期的なものである。同宣言に続く5年間で、中国はASEAN加盟10カ国と2国間で「21世紀に向けての行動宣言」に署名している。2000年に中国はASEAN中国FTA（ACFTA）の10年以内設立を発表した。

2. 戦略的パートナーシップ構築と包括的経済協力枠組み協定

21世紀に入ると協力関係は拡大・緊密化し、具体的な協力が動き出している（表2）。青山（2013）は、中国がASEAN重視を打ち出した背景には2002年11月の中国共産党第16回全

国代表大会で21世紀の最初の20年間で「戦略的チャンス」としてとらえ、周辺国は最も重要な地域として重視されるようになったことがあることを指摘している⁵⁾。中でも重要なのは、2002年の包括的経済協力枠組み協定、2003年の「平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ共同宣言」である。

戦略的パートナーシップ宣言は、中国とASEANが政治、安全保障、経済、社会、国際関係およびアジア地域で包括的な協力を行うことを明らかにしている。宣言で謳われた協力を具体的な計画にまとめたものが、2004年の首脳会議で採択された戦略的パートナーシップ行動計画（行動計画）である。行動計画は2006年から2010年の5年間の協力のマスタープランである。その内容は広範なもので、政治安全保障協力で7計画、経済協力で13計画、機能的協力で9計画、国際および地域協力で4計画

表2 中国とASEANの経済交流の発展（2001年から2010年）

2001年11月	ASEAN中国FTA（ACFTA）の10年以内設立を発表、メコン流域開発を21世紀の優先プログラムとすることに合意
2002年11月	包括的経済協力枠組み協定調印（2003年7月発効）、農業協力についての覚書調印 南シナ海行動宣言（DOC）、非伝統的安全保障分野における協力宣言に調印
2003年10月	中国、ASEAN域外国として初めて東南アジア友好協力条約（TAC）に調印 「平和と繁栄のための戦略的パートナーシップ共同宣言」に調印、中国は初のASEANの戦略的パートナーシップ国となる、中国TAC加入（初の域外国加入） 情報通信技術協力についての覚書、包括的枠組み協定修正議定書に調印
2004年1月	アーリーハーベスト開始、輸送協力についての覚書調印
2004年9月	ASEAN全加盟国、中国を市場経済国と認定
2004年11月	戦略的パートナーシップのための行動計画（2005 - 2010）採択、ACFTA物品貿易協定調印 中国ASEAN博覧会（CAEXPO）南寧で開催（以後、毎年開催）
2005年7月	ACFTA物品貿易協定発効、関税引下げ開始
2005年8月	南シナ海行動宣言（DOC）実施のための第1回合同作業部会
2006年	ASEAN中国友好協力年
2006年10月	ASEAN中国対話関係15周年記念サミット（南寧）、ASEAN中国博覧会南寧で開催（毎年開催） ASEAN中国ビジネス投資サミット開催（南寧）
2006年12月	ASEAN中国物品貿易協定修正議定書調印、包括的経済枠組み協定第2修正議定書調印
2007年1月	第10回サミットでASEAN中国サービス貿易協定調印（7月発効）、農業協力覚書調印 ASEAN中国衛生植物検疫（SPS）協力強化議定書、ASEAN中国海上輸送協定などに調印
2009年8月	第12回サミットで中国ASEANセンター設立議定書、ASEAN中国任意規格・強制規格・適合性評価手続き分野の協力強化議定書署名、ASEAN中国相互留学生10万人計画（2020年目標）開始。
2009年	中国ASEANの最大の貿易相手国（シェア11.6%）になる
2009年10月	投資協定調印（2010年1月発効）、物品貿易協定修正第2議定書調印
2010年	ASEAN中国友好年、ASEAN中国自由貿易地域実現
2010年10月	ASEAN大使任命、大使館にASEAN代表部開設

（出所）表1と同じ。

を定め、実施の枠組み、メカニズム、具体的プログラムなどを明らかにしている。行動計画は、その後5年ごとに策定され、現在は2020年11月のASEAN中国外相会議で採択された行動計画（2021-2025）が実施されている（後述）。

中国は2003年にASEANの基本条約である東南アジア友好協力条約（TAC）の域外大国として初の署名国となるとともにASEANの初の戦略的パートナーとなった。東南アジア友

好基本条約は、①独立、主権、平等、領土保全の尊重、②国外からの介入に対し国家の存在を主導する権利、③内政不干渉、④紛争の平和的解決、④威嚇、武力行使の放棄、⑤協力、を基本原則とし、経済協力など協力を行うことを明記している。

戦略的パートナーシップは2021年の第24回サミットで「包括的戦略パートナーシップ」に格上げされた。2010年にはASEAN大使を任命している。包括的経済協力枠組み協定は、物

品貿易、サービス貿易、投資および経済協力分野について包括的な経済協力を行うことを定めている。物品貿易協定は2004年11月に調印、2005年7月に発効し、サービス貿易協定は2007年1月に調印、同年10月に発効、投資協定は2009年8月に調印、2010年1月に発効締結した。

優先協力分野は、①農業、②情報通信技術（ICT）、③人的資源開発、④相互投資、⑤メコン河流域開発、の5分野である。なお、2005年3月の第6回ASEAN中国合同協力委員会で、中国は、①エネルギー、②輸送、③文化、④観光、⑤公衆衛生、を新たな優先分野として追加することを提案している。2007年のサミットで、環境が11番目の優先協力分野として追加された。

農業は枠組み協定と同時に「農業協力覚書」が調印された。農業協力は、中国が農水産業分野でASEANへの専門家派遣、中国での訓練、機材供与を行うもので、経費は全額中国が負担する。ICTは2003年10月に「ICT協力覚書」が調印され、2005年5月に北京、上海などで、「ASEAN-中国ICTウィーク」が開催された。交通については、2004年11月に「交通協力についての覚書」が調印され、すでに3つのプロジェクトが実施されており、ASEAN中国海運協力枠組みが検討されている。2004年11月には中国ASEAN博覧会（CAEXPO）が南寧で開催され、その後毎年開催されている。同時にASEAN中国ビジネスサミットが開催されている。中国とASEANの経済交流は急速に拡大し、2009年には中国は日本を抜いてASEANの最大の貿易相手国となった。

3. 多様な分野で協力を推進

2011年以降、ASEAN-中国関係は緊密化し、相互により重要となっており、多様な分野で協力が進められている（表3）。中国は2009年以降ASEANの最大の貿易相手国となっているが、2021年にはASEANが中国の最大の貿易相手国となった。ASEAN中国は相互に最大の貿易パートナーとなり、経済面の重要性和相互依存は一層大きくなった。2012年には2010年に任命したASEAN大使を常駐大使に格上げし、ジャカルタに常駐ASEAN代表部を開設した。2018年の首脳会議ではASEAN中国戦略的パートナーシップビジョン2030が採択されている。2021年には戦略的パートナーシップから包括的戦略パートナーシップに格上げされた。2011年11月に北京にASEAN中国の貿易、投資、観光、文化交流を行うASEAN中国センター（ASEAN-China Center）が開設されている。

経済連携分野で重要なのは、2015年11月の「包括的経済協力枠組み協定および特定の協定修正議定書（ACFTAアップグレード議定書）」の調印である。同議定書は原産地規則など物品貿易、サービス貿易、投資の3協定の改定を行うもので2019年8月に全加盟国で発効した。

経済連携や貿易投資分野から教育、環境、連結性、メコン開発、デジタル化などの分野での協りに重点が移るとともに2020年の新型コロナウイルス感染症（COVID-2019）発生以降はコロナとの戦いでの協りに重点が置かれている。

教育分野では、2010年に中国ASEAN教育大臣ラウンドテーブルを開催し、2020年までに留学生を双方向で各々10万人とする目標を設定し、2015年をASEAN中国教育交流年とした。2018年7月にはASEAN中国教育協力

表3 中国とASEANの経済交流の発展（2011年から2022年）

2011年	ASEAN 中国交流友好年
2011年11月	行動計画（2011-2015）、ASEAN 中国センターを北京に開設、事務総長任命
2012年5月	ASEAN 中国科学技術パートナーシッププログラム開始
2012年9月	包括的経済協力枠組み協定第3修正議定書（制度的変更）、貿易の技術的障害（TBT）および衛生植物検疫措置（SPS）を物品貿易協定に組み込む議定書調印
2012年9月	ASEAN 大使を常駐大使に昇格、ASEAN 常駐代表部解説
2012年11月	ASEAN 中国特別交通大臣会議（南寧）
2013年9月	ASEAN 経済大臣会議ロードショーを中国で開催
2014年	ASEAN 中国文化交流年
2014年9月	第11回 ASEAN 中国博、21世紀海上シルクロード共同建設をテーマに開催
2015年	ASEAN 中国海洋協力年
2015年11月	包括的経済協力枠組み協定および特定の協定修正議定書（ACFTA アップグレード）調印
2016年	ASEAN 中国教育交流年
2016年3月	第1回メコン瀾滄江協力（MLC）首脳会議（海南島三亜）
2016年8月	中国 ASEAN 教育大臣ラウンドテーブル
2016年11月	ASEAN 中国環境協力戦略（2016-2020）および行動計画（2016-2020）採択
2017年	外相会議南シナ海行動規範（COC）枠組み採択
2017年11月	ASEAN 中国観光協力共同声明、ASEAN 中国反腐敗包括的協力共同声明
2018年	ASEAN 中国イノベーション年
2018年3月	南シナ海行動規範（COC）に関する正式交渉開始
2018年7月	ASEAN 中国教育協力ウィーク開催、ASEAN 中国教育芸術協力作業計画 2019-2021 採択
2018年11月	ASEAN 中国科学技術イノベーション協力共同声明採択、ASEAN 中国戦略的パートナーシップビジョン 2030 採択
2019年	ASEAN 中国メディア交流年、ACFTA グレードアップ議定書全ての国で発効
2019年7月	ASEAN 中国メディア協力ハイレベル会議とフォーラム、ASEAN 中国教育ウィーク
2019年8月	ASEAN スマートシティネットワーク（ASCN）会議と展示会（バンコク）に中国参加
2020年	ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC）2025 と一帯一路構想（BRI）の相乗効果についての共同声明、ASEAN 中国スマートシティ協力共同声明
2020年6月	ASEAN 中国デジタル経済協力年、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）対策での協力（2月特別外相会議、5月経済大臣会議、7月交通大臣会議）
2021年	ASEAN 中国デジタル協力年セレモニー「ICT とデジタル化協力でコロナと戦う」、ASEAN 中国デジタル経済パートナーシップイニシアチブ採択
2021年4月	ASEAN 中国持続的開発目標（SDG）協力年、行動計画（2021-2025）、ASEAN 中国環境協力戦略と行動計画（2021-2025）、COVID-19 対策での協力（ASEAN 包括的リカバリー枠組み（ACRF）への支援についての共同声明など）
2021年7月	ASEAN 中国対話関係 30 周年記念特別外相会議（重慶）
2021年11月	包括的戦略パートナーシップに格上げ
2022年1月	RCEP 発効

（出所）表1と同じ。

ウィークが開催され、ASEAN 中国教育と芸術協力作業計画（2019－2021）が採択されている。2012年にはASEAN 中国科学技術協力パートナーシップ、ASEAN 中国海洋協力パートナーシップ、ASEAN 中国観光協力パートナーシップが結ばれ、ASEAN 中国シンクタンクネットワークが作られ、中国はこれらの分野の協力のため500万ドルの支援を発表した。

2015年はASEAN 中国海洋協力年とされ、同年の第11回中国ASEAN博覧会は「21世紀海のシルクロード建設」というテーマで開催された。2016年には、ASEAN 中国環境協力戦略（2016－2020）が採択され、2020年にはASEAN 中国環境協力戦略と行動計画（2021－2025）が採択された。2017年にはASEAN 中国観光協力共同声明が発表された。メコン開発では2018年1月にメコン瀾滄江（MLC）協力首脳会議が開催され、MLC協力和GMS（大メコン圏）協力の相乗効果を高めることが指向された。また、連結性では中国の一带一路構想（BRI）とASEAN連結性マスタープラン（MPAC）の相乗効果も求められており、2019年11月に「ASEAN連結性マスタープラン（MPAC）2025と一带一路（BRI）の相乗効果に関するASEAN中国共同声明」が採択されている。2021年の首脳会議では中国シンガポール連結性イニシアチブ－新国際陸海貿易回廊（CCI-ILSTC）⁶による連結性の推進への期待が表明された。

2018年11月には、ASEAN 中国科学技術イノベーション協力共同声明が採択され、中国はASEANスマートシティネットワークへの支援を発表している。2019年8月のASEANスマートシティネットワーク（ASCN）会議と展示会に中国が参加し、ASEAN 中国スマートシティ

協力イニシアチブ共同声明が発表された。2020年6月にはASEAN 中国デジタル経済パートナーシップが採択された。

2020年になると、COVID-19の感染拡大に伴い、コロナ対策で中国のASEAN支援が行われている。2月にCOVID-19に関するASEAN 中国外相会議、5月にはASEAN 中国経済大臣会議、7月にはASEAN 中国交通大臣会議が相次いで開催された。中国はCOVID-19ASEAN対応基金とASEAN包括的リカバリー枠組みに支援を行うとともにワクチン提供を約束した。2021年11月にはASEAN包括的リカバリー枠組みを支持・協力する共同声明を採択している。

II 中国とASEANの協力の概要と特徴

1. 協力の枠組みとメカニズム

1) 重層的かつ多角的な枠組みで協力

中国とASEANの協力は、すでに30年を経過しており、包括的で緊密な関係となっている。

実体経済面でも中国は2009年以降ASEANの最大の貿易相手国であり、2020年にはASEANが中国の最大の貿易相手になるなど拡大、緊密化している。中国とASEANの協力は重層的な枠組みで進められている。基本的にはASEAN+1（中国）という枠組みで進められているが、金融協力はチェンマイ・イニシアチブやアジア債券市場イニシアチブなどASEAN+3（日中韓：APT）の枠組みで進められている。また、安全保障協力はASEAN地域フォーラム（ARF）、ASEAN拡大国防大臣会議（ADMMプラス）などより多くの国が

参加する枠組みで協議されている。メコン川開発は、メコン首脳会議など流域国6カ国（ Laos, ミャンマー, カンボジア, ベトナム, タイ, 中国）の枠組みで進められているなど多様な協力枠組みが存在する。東アジアサミット（EAS）もマルチのメカニズムの一つである。

協力の仕組みも多角的であり、ASEAN中国首脳会議を頂点に多くの協議、協力の枠組みが作られている。首脳会議の下には、外相会議を初めとする閣僚レベルの会議、高級事務レベル協議が設置されている。ASEAN中国首脳会議は、1997年の非公式首脳会議以降定例化され、2022年に第24回公式首脳会議が開催されており、特別首脳会議も2003年の新型コロナウイルス（SARS）についての特別首脳会議など何度か開催されている。ASEANと米国の外交関係は1977年に始まったが、首脳会議は45年間で10回（ほかに特別首脳会議が2回）であり、首脳会議レベルでの関係が米国に比べ緊密であり、中国がASEANを重視していることを示している⁷⁾。ちなみに中国は東南アジア友好協力（TAC）に参加した最初のASEAN域外国であり、東南アジア非核兵器地帯条約（SEANWFZ）に参加した最初の核保有国である。さらに、ASEANとのFTA締結、戦略的パートナーシップ（2003年）および包括的戦略的パートナーシップ（2021年）⁸⁾ 関係を結んだ最初の国でもある点でもASEAN重視姿勢が示されている。

閣僚会議は、外相会議のほか、国防、経済、交通、教育、税関協力、衛生、通信、メディア、法の施行など多くの分野で毎年開催されている。これらの分野では、高級事務レベル協議が閣僚会議に先立ち行われている。実施レベルでは、ASEAN中国合同協力委員会（ACJCC）

が毎年ジャカルタで開催されており、ASEAN各国の常駐代表と中国のASEAN常駐大使が参加している。ACJCCは行動計画とASEAN中国基金を管轄しており、中国政府はASEANと中国の協力の円滑な実施のためASEAN事務局に専門家を派遣している。ASEAN中国基金が設立されたときに中国は1000万ドルを拠出した。

2. 協力を実施するための多くのメカニズム

協力を実施するために様々な協定や議定書（MOU）が締結されている。経済協力では、2002年に包括的経済協力枠組み協定が締結され、その後物品貿易協定、サービス貿易協定、投資協定、紛争解決協定が締結された。これらのACFTA関連協定は修正議定書により改定されている。さらに、衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）分野の協力に関する議定書が2007年と2009年に調印されている。交通では、交通協力協定、海上交通協定、航空協定が締結されている。議定書は、農業、交通協力、文化、知的財産、ICT、衛生、観光など多くの分野での協力のために締結されている。

様々なレベルの会議や協議の決定内容は、協定や議定書など法的な文書になるとともに戦略や行動計画（後述）として具体的な措置や施策がACJCCにより決められ実施される。具体的な施策は、委員会、フォーラムやビジネスサミットなど会議や交流の開催、展示会開催、研修や訓練など能力構築、基金の設立、協力センターの設立、中国による資金の供与など様々であり、こうした協力メカニズムは200を超え（といわれる⁹⁾）。2004年に南寧で開始された中国ASEAN博覧会（CAEXPO）は毎年開催

されており、2500を超える参加企業、5万人を超える参加者がある大規模な展示会に発展し、ASEAN中国ビジネス投資サミット（CABIS）が併催されている¹⁰⁾。また、2011年には北京に貿易投資観光文化交流を目的にASEAN中国センターが常設の協力機関として開設され、ほかにはASEAN中国技術移転センターが設立されている。ちなみに日本では日本アセアンセンターが1981年に設立され貿易投資観光分野での交流を実施しており、ASEANと協力の先駆的な事例となっている¹¹⁾。協力はASEANと中国の共同事業として実施されているが、ASEANのプログラムや事業に中国が資金拠出など協力する形態でも行われている。

3. 極めて広範な協力分野

協力対象分野は第1節と第2節でみたように極めて広範である。現在実施中の行動計画では、政治安全保障協力は、①政治安全保障対話と協力の深化、②東南アジア友好協力条約（TAC）、③東南アジア非核兵器地帯条約（SEANWFZ）議定書の協議継続、④南シナ海行動宣言（DOC）の全面的な実施と行動規範（COC）の策定、⑤人権協力、⑥越境犯罪との戦いと非伝統的安全保障への取組み、⑦反腐敗協力、⑧防衛協力の8分野が対象である。経済協力は、①貿易投資協力、②金融協力、③食糧農業協力、④衛生植物検疫（SPS）および貿易の技術的障害（TBT）協力、⑤海洋協力、⑥ICT協力、⑦科学イノベーション協力、⑧輸送協力、⑨観光協力、⑩エネルギー・鉱物資源協力、⑪税関協力、⑫知的財産協力、⑬零細中小企業協力、⑭生産能力協力の14分野である。社会文化協力は、①公衆衛生協力、②教育システム及び教育へのアクセス協力、③文

化スポーツの交流と協力、④労働およびシビルサービス協力、⑤社会保護と貧困削減協力、⑥環境保護と保全、天然資源の持続的使用協力、⑦メディアの交流と協力、⑧災害管理と緊急対応協力、⑨人的交流の9分野が対象となっている。ほかに、連結性、スマートシティ、持続的開発、ASEAN統合イニシアチブと格差縮小、サブリージョン協力が行われる。

III 経済協力分野の行動計画 （2021－2025）

1. 変化する対象分野

戦略的パートナーシップ宣言は、中国とASEANが政治、安全保障、経済、社会、国際関係およびアジア地域で包括的な協力を行うことを明らかにしており、協力を具体的な行動計画にまとめたものが、戦略的パートナーシップ行動計画（行動計画）である。行動計画はASEANと中国の政治安全保障、経済、社会文化などの分野での協力や交流の全体像を示している。最初の行動計画は、2006年から2010年までの5年間を対象に2004年の首脳会議で採択された。その後、5年ごとに行動計画は策定されており、現在は2020年11月に採択された2021年から2025年までの第4次計画が実施されている。

経済協力の対象分野は、ACFTA、金融、農業、情報通信技術（ICT）、観光、エネルギーなどは第1次から第4次まで変わっていない（表4）。第2次では、品質管理、税関、知的財産権が加わり、BIMP-EAGAはメコン川流域開発を加えてサブリージョン開発となった。第3次では、農業が食糧農業林業となり、海洋協力、科学技術イノベーション、宇宙が加わっ

表4 経済協力分野の行動計画

第1次（2005-2010）	第2次（2011-2015）	第3次（2016-2020）	第4次（2021-2025）
1. ASEAN 中国 FTA 2. 投資協力 3. 金融協力 4. 農業協力 5. 情報通信協力 6. 交通協力 7. 観光協力 8. エネルギー協力 9. メコン川流域開発協力 10. ASEAN 統合イニシアチブ 11. 東 ASEAN 成長地域 (BIMP-EAGA) 12. 中小企業協力 13. 産業協力	1. ACFTA 2. 金融協力 3. 農業協力 4. ICT 協力 5. 交通協力 6. 観光協力 7. エネルギー・鉱物協力 8. 品質管理協力 9. 税関協力 10. 知的財産権協力 11. 開発格差縮小 12. メコン川流域およびサブリージョン開発協力 13. SME 協力 14. 産業協力	1. ACFTA 2. 金融 3. 食糧農業林業 4. 海洋協力 5. ICT 6. 科学技術イノベーション 7. 宇宙協力 8. 交通 9. 観光 10. エネルギー・鉱物協力 11. 品質検査 12. 税関 13. 知的財産 14. SMEs 15. 産業協力	1. 貿易投資協力 2. 金融協力 3. 食糧農業協力 4. SPS および TBT 5. 海洋協力 6. ICT 協力 7. 科学技術イノベーション協力 8. 交通協力 9. 観光協力 10. エネルギー・鉱物資源協力 11. 税関協力 12. 知的財産協力 13. 零細中小企業協力 14. 生産協力

（出所）ASEAN, Plan of Action to Implement the ASEAN-China Strategic Partnership for Peace and Prosperity.

た。開発格差縮小とメコン川流域開発とサブリージョンは経済協力と別建てになった。第4次では、ACFTA が貿易投資協力と名称を変え対象を拡大している。また、SPS と TBT が加わり、産業協力は生産協りに名称が変わった。「3. 経済協力」とは別建てで、4. 連結性、5. スマートシティ協力、6. SDG、7. ASEAN 統合イニシアチブ、9. サブリージョン協力 (BIMP-EAGA とメコン開発) が提示されている。

現行の第4次行動計画は、政治安全保障協力、経済協力、社会文化協力の3大分野に加え、連結性、スマートシティ、持続的開発、ASEAN 統合イニシアチブと格差縮小、サブリージョン、地域間および国連における協力、実施およびモニタリングから構成されている。政治安全保障協力、経済協力、社会文化協力の行動計画は包括的で全体で31を数える。ここでは、経済協力分野の行動計画についてみる。経済協力分野の行動計画は14の分野をとりあげており、連結性については別に行動計画が示されている（付表）。

2. 中心となる ACFTA

経済協力分野で最も重視されてきたのは ACFTA である。ACFTA は 2001 年 11 月にブルネイで開催された ASEAN 中国首脳会議で 10 年以内の設立が合意された。1 年後の 2002 年 11 月には「ASEAN と中国の包括的経済協力に関する枠組み協定（枠組み協定）」が締結され、2003 年 7 月に発効した。枠組み協定は、物品の貿易、サービス貿易、アーリーハーベスト、投資、経済協力、紛争解決メカニズム、交渉スケジュールなどについて規定している。枠組み協定の発効の翌年（2004 年）に紛争解決メカニズム協定が調印され、その後、物品貿易、サービス貿易、投資に関する協定が順次調印された。

枠組み協定は、①実質的に全ての物品を自由化、②相当な分野でのサービス貿易自由化、③開かれ競争的な投資レジーム、④ ASEAN 新規加盟国の特別待遇、④センシティブな分野への柔軟な取り扱いと互恵主義などを原則とするとしている。交渉は、アーリーハーベスト、物品の貿易、サービス貿易、投資の順で段

階的に行われ、アーリーハーベストは2004年1月に開始された。枠組み協定は2003年10月（原産地規則、運用上の証明手続きなど）、2006年12月（フィリピンのアーリーハーベスト品目）、2012年12月（ACFTA 合同委員会設立）に修正され議定書が調印されている¹²⁾。2015年12月には、枠組み協定、物品貿易協定、サービス貿易協定、投資協定を一括して修正するACFTA アップグレード議定書が調印された（後述）。

（物品貿易協定）

物品貿易協定は、2004年11月に調印され、2005年7月に発効した¹³⁾。ノーマル・トラック品目については2010年1月1日にASEAN6と中国の間では関税が撤廃された。CLMVのノーマル・トラック品目の関税撤廃は2015年1月である。例外品目は、センシティブ・トラック品目と高度センシティブ・リスト品目に分けられる。センシティブ・トラック品目は、2012年（CLMVは2015年）までに関税率を20%、2018年（CLMVは2020年）までに0-5%に引き下げる。HS6桁で400品目かつ2001年の輸入の10%以下（CLMVは500品目）の範囲で各国が指定できる。高度センシティブ・リスト品目はセンシティブ・トラックの40%あるいは100品目（CLMVは150品目）を上限とし、2015年（CLMVは2018年）までに関税率を50%以下に引き下げる。

センシティブ・トラック品目は、中国が161品目、ASEAN6が1197品目を指定している。インドネシアが最も多く349品目を指定し、フィリピン、マレーシア、タイは250品目前後を指定している。中国は、紙・紙製品が73品目と極めて多いのが特徴である。ASEAN6で

は、プラスチック・ゴム製品、衣類、鉄鋼・鉄鋼製品が3大指定品目であり、電気機械と輸送機械が続いている。

高度センシティブ・リスト品目は、中国が100品目、ASEAN6が合計で358品目を指定している。中国は紙・紙製品が最多で、農産品・食品も指定が多い。品目別にみると、農産品・食品の指定が多いのが特徴であり、米は中国、インドネシア、マレーシア、フィリピン、タイで指定されている。中国は26品目であり、ASEAN6は128品目で全体の4割を占めている。ASEANでは輸送機械が103品目で27%を占めている。乗用車は、中国、インドネシア、マレーシア、タイで指定されている¹⁴⁾。

原産地規則は付加価値基準のみが採用され、関税番号変更基準は採用されていない（その後、改正）。また、輸出国の輸出当該品目がノーマル・トラックの場合にのみACFTAの特恵税率を適用するという互恵主義が採用されている。ACFTAは、①品目を関税率により分類し段階的に関税引下げ、②0-5%への引き下げの多用、③CLMVへの特別待遇、④互恵主義などAFTAと共通点が多い。AFTAをモデルとしてACFTAに合意したことは中国のASEANへの配慮とASEAN重視を示している。また、ASEANは中国を市場経済国として認定している。

物品貿易協定は2006年12月に修正議定書が調印され、ベトナムの関税削減スケジュールなどが追記され、2010年11月の第2修正議定書ではリ・インボイス、フォームE有効期間の延長などが規定された¹⁵⁾。2012年には、貿易の技術的障害（TBT）、衛生植物検疫（SPS）を組み入れる議定書が調印された。

（サービス貿易協定）

ASEANと中国のサービス貿易協定（サービス貿易協定）は、2007年1月14日にセブで開催されたASEAN中国の首脳会議で調印され、同年7月に発効した¹⁶⁾。協定の正式名称は「ASEANと中国の包括的経済協力に関する枠組み協定のサービス貿易協定」である。サービス貿易協定は、4部33条と付属書から構成されている（表5）。付属書は約束表（第1パッケージ）である。サービス貿易協定の構成と内容は、GATSに極めて類似しており、規定もGATSと同一の章が多い。市場アクセスにおける自由化および内国民待遇を約束する分野を約束表に記載するポジティブ・リスト方式となっており、GATSタイプの協定である。漸進的な自由化方式を採用しており、パッケージ方式で自由化を進める。第1パッケージは本協定の付属書となっており、施行後1年以内に第2パッケージを締結するとなっており、2011年11月に第2パッケージ議定書が調印された。パッケージ方式はASEANのサービス貿易協

定（ASEANサービス枠組み協定：AFAS）と同様である。

自由化の範囲と程度は、相当な範囲の分野を対象とし、WTOで約束した自由化を超えている。CLMV（カンボジア、ラオス、ミャンマー、ベトナム）は、AFTA同様に特別扱いとなっている。最恵国待遇の規定が設けられていないことも特徴のひとつである。サービス貿易のFTAには最恵国待遇の規定がないものもあるが、NAFTA、米国シンガポールFTA、米国豪州FFTA、日本メキシコFTA、日本フィリピンFTAなど最恵国待遇の規定を持つFTAが多い。自由化（約束）の程度は、国により大きく異なっている。約束表の記載が統一されていないので単純な比較は出来ないが、ベトナムとカンボジアが多くの分野で約束を行い、モード別にみて自由化の程度が高くなっている。サービス貿易協定はACFTAアップグレード議定書で修正されている（後述）。

表5 ASEAN中国サービス貿易協定の構成

第1部 第1条 第2条	定義と適用範囲 定義 適用範囲	第3部 第18条 第19条 第20条 第21条 第22条 第23条 第24条	特定の約束 市場アクセス 内国民待遇 追加的約束 特定の約束に関わる表 約束の適用と拡大 漸進的な自由化 特定の約束に関わる表の修正
第2部 第3条 第4条 第5条 第6条 第7条 第8条 第9条 第10条 第11条 第12条 第13条 第14条 第15条 第16条 第17条	義務と規律 透明性 秘密の情報の開示 国内規制 承認 独占および排他的なサービス提供者 商慣習 セーフガード 支払および資金移動 国際収支擁護のための制限 一般的例外 安全保障のための例外 補助金 WTO規律 協力 新規加盟国の参加の増大	第4部 第25条 第26条 第27条 第28条 第29条 第30条 第31条 第32条 第33条	その他の規定 中央、地域、地方政府 連絡所 見直し 雑則 修正 紛争解決 利益の否認 発効 寄託者

（出所）ASEAN中国サービス貿易協定。

（投資協定）

ASEAN 中国投資協定は、2009年8月15日にバンコクのASEAN 中国経済貿易大臣会合で署名された。正式名称は、「ASEAN と中国の包括的経済協力枠組み協定の投資協定」であり、全体で26条となっている（表6）。投資協定はACFTA アップグレード議定書により修正された（後述）。

ASEAN 中国投資協定の特徴は、投資保護と紛争解決については国際的に一般に採用されている規定と同様な規定となっているが、投資自由化の規定はレベルが高くないことである。投資前の内国民待遇は認められていないし、パフォーマンス要求の禁止は全く規定されていない。投資家の移動、知的財産権、環境に関する措置などの規定も置かれていない。

第6条の非適合措置が、内国民待遇と最恵国待遇の適用除外措置となっており、現在採用されている措置および新たに採用される措置が非適合措置となると規定されているため、現在の外国投資に対する制限はそのまま維持されると解釈できる。ただし、締結国は非適合措置の削減に努めると規定されており、見直しのための協議に入るとの規定があるため、今後交渉により自由化分野を拡大して行くと考えられる。

3. 第4次行動計画：

ACFTA アップグレード議定書の実施

第4次行動計画ではACFTAは貿易投資協定と名称を変え、ACFTA アップグレード議定書（ASEAN 中国包括的経済協力枠組み協定改定議定書）の実施強化が中核となっている。ACFTAは物品貿易、サービス貿易、投資の協定が締結されている。各協定はその後修正議定書が調印され、たとえば物品貿易では衛生植物検疫（SPS）、貿易の技術的障害（TBT）を物品貿易協定に組み入れるための議定書が締結されるなど自由化やルールが拡大されてきており、ACFTAの物品貿易の関税撤廃率は91.9%（品目ベース）に達している。TBTとSPSについては、行動計画の4として覚書の実施があげられている。

ACFTA アップグレード議定書は2015年11月に調印され、2019年に全加盟国で発効した。ACFTA アップグレード議定書は、①付加価値基準のみだった原産地規則に関税番号変更基準を追加、②税関手続きおよび貿易円滑化規定を組み込み、③HSコードをHS2012からHS2017に変更、④原産地証明書のFOB価格の記載を付加価値基準にのみ限定、⑤サービス貿易で特定約束第3パッケージを策定、⑥投資

表6 ASEANと中国の投資協定

第1条	定義	第14条	締約国と投資家の投資紛争
第2条	目的	第15条	利益の否認
第3条	適用範囲	第16条	一般例外
第4条	内国民待遇	第17条	安全保障例外
第5条	最恵国待遇	第18条	その他の義務
第6条	非適合措置	第19条	透明性
第7条	投資の待遇	第20条	投資促進
第8条	収用	第21条	投資円滑化
第9条	損失の補償	第22条	制度的取極め
第10条	移転と利益の送金	第23条	他の協定との関係
第11条	国際収支擁護のための措置	第24条	一般見直し
第12条	代位	第25条	改定
第13条	締約国間の紛争	第26条	寄託

（出所）ASEAN 中国投資協定。

協定に投資促進円滑化規定を策定など ACFTA の使いやすさの向上を意図した多くの改善が行われた¹⁷⁾。こうした使いやすさを意図した協定の修正も手伝い、企業による ACFTA の利用も拡大している。助川（2021）によると、タイの ACFTA 物品貿易協定の利用率は発効後の 1 割程度から 2013 年には 50% を超え、2018 年には 6 割に達した¹⁸⁾。

RCEP の調印と早期の実施が含まれているが、RCEP は 2020 年 11 月にインドを除く 15 か国で調印し、2022 年 1 月 1 日に発効（10 か国）した。その後、2 月に韓国、3 月にマレーシア、23 年 1 月にインドネシアで発効した。RCEP は ACFTA に比べ、物品貿易、サービス貿易、投資、貿易円滑化、TBT、SPS、自然人の一時的移動、知的財産、電子商取引など対象分野が広く、ASEAN と中国の間の経済交流の拡大に寄与することが期待される¹⁹⁾。ただし、物品の貿易では ACFTA の物品貿易協定がすでに活用されており、現時点では RCEP の利用は少ない²⁰⁾。中国は CPTPP によりネガティブな経済効果を受けるが、RCEP では輸出、所得とも RCEP 参加国では最大の経済効果を享受できると試算されている²¹⁾。

おわりに

バイデン政権は ASEAN 重視外交を展開している。2021 年には副大統領や国務長官など主要閣僚が ASEAN 各国を訪問し、2022 年 5 月には ASEAN との特別首脳会議をワシントンで開催するなど首脳会議を欠席し ASEAN 軽視といわれたトランプ政権と対照的である。2022 年 5 月に立ち上げたインド太平洋経済枠組み（IPEF）には、ASEAN からカンボジ

ア、ラオス、ミャンマーを除く 7 国が参加した。こうした米国の ASEAN 重視外交により ASEAN および ASEAN 各国が米国寄りにはなったわけではない。たとえば、シンガポールのリー・シェンロン首相は 2022 年 5 月に「シンガポールはインド太平洋経済枠組み（IPEF）に参加する」と語ると同時に「中国の CPTPP 加入を支持する」と語った²²⁾。中国に対抗する戦略といわれる IPEF に参加するとともに CPTPP 加入では中国寄りの姿勢をシンガポールは明確にしたのである。米国の積極的なアプローチにもかかわらず、中国との緊密な関係を維持する背景には 30 年を越える中国の積極的な ASEAN および ASEAN 各国との協力とその結果としての緊密な経済関係がある。

米中両国とも緊密な関係を維持するという姿勢はその他の ASEAN 各国にも共通している。

このような ASEAN の「米中均衡戦略」は、ASEAN が対立関係にある中国と米国双方と緊密な経済関係を持っていること、ASEAN の戦略的に重要な位置や経済面での重要性から米中両国とも ASEAN を重視し、経済連携や経済協力を積極的に進めていることにより可能となっている。ASEAN はこうした位置を利用して米中双方から経済協力を獲得するという実利外交を展開しているといえる。

ASEAN では中国をどのようにみているのだろうか。シンガポールの東南アジア研究所（ISEAS）の ASEAN 有識者意識調査 2022 年版によると、東南アジアで最大の経済的影響力を持っている国については、中国との回答が 76.7% と米国（9.8%）を圧倒した²³⁾。ちなみに日本は 2.6%、EU は 1.7% である。自国への中国の経済的影響力については、歓迎するの 35.8% に対し、懸念するが 64.4% だった。対照

的に米国は歓迎が68.1%、懸念が31.9%である。次に最大の政治的および戦略的影響力を持つ国については、中国が54.4%で最も多く米国が29.7%となっている。自国への政治的および戦略的影響力については、中国は歓迎が23.6%に対し懸念が76.4%、米国は歓迎が62.6%に対し懸念が37.4%である。

このようにASEANでは中国の経済的影響力が圧倒的に大きいと認識されており、警戒の念をもたれている。政治的な影響力については懸念の度合いはさらに大きい。グローバル社会のために正しいことをする国としての信頼度は、中国は信頼しないのほうが多く58.1%、信頼するが26.8%と信頼度は低い。ちなみに信頼するが最も多いのは日本で54.2%である。

中国の経済的影響力の強化により、ASEANは「中国化する」あるいは「中国に飲み込まれる」という見方があるが、中国に対する警戒の念は強く、信頼度は低い。米国や日本、EUなど他の対話国との関係も同時に強めており、一方的に「中国化」し「中国に飲み込まれる」という見方は中国の影響力を過大に評価している。米中対立の構図の中でASEANについては、「板挟み論」や「踏み絵論」があるが、ASEANは米中双方と協力を維持し、バランス外交を展開している。中国とASEANの経済関係と経済協力、とくに中国のASEAN協力の動向を把握することは、東アジアの国際経済秩序を理解し、日本のASEAN政策を構築する上で不可欠である。

【注】

1) ASEANにおける一帯一路構想の状況と問題については、石川幸一（2019）「一帯一路構想」とASEAN連結性—ASEANの取組みと中国への期待—, 平川均・町田一兵・真家陽一・石川幸一「一帯一路の政治経済学」文眞堂, を参照。直近の状況については、藤村学（2022）「メコン地域に

おける「一帯一路」の現状と展望：CLMを中心に, 『チャイナ+1としてのメコン』ITI調査研究シリーズ No.129, 国際貿易投資研究所を参照。

- 2) ASEANと中国の関係では、南シナ海の領域問題が極めて重要であるが、執筆者の専門分野ではないため本論では経済協力を中心に論じている。
- 3) 1994年のARFへの加盟国は、ASEAN6カ国、日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、韓国、EU、ベトナム、中国、ロシア、パプア・ニューギニアの17カ国である。その後、カンボジア、ラオス、東ティモール、インド、ミャンマー、モンゴル、北朝鮮、パキスタンとEUが加盟し25カ国、1機関となっている。
- 4) 1994年の対話国は、日本、米国、カナダ、豪州、ニュージーランド、韓国、EUである。東アジアサミット（EAS）の参加条件の一つはASEANの対話国である。その後、中国とロシアが加わった。
- 5) 青山瑠妙（2013）『中国のアジア外交』東京大学出版会、109頁。本論で扱っていない南シナ海の領有権紛争、非伝統的安全保障協力などを論じている。
- 6) 重慶から広西チワン族自治区の欽州港まで鉄道輸送し、そこから東南アジアに海上輸送をするシンガポールと中国の輸送プロジェクトで2017年に運用を開始した。
- 7) ASEANと米国の関係はオバマ政権時代に進展したが、トランプ大統領は3回連続でASEANとの首脳会議を欠席しASEAN諸国からASEAN軽視との失望を招いた。バイデン政権は再びASEANを重視し、2022年5月に米国で特別首脳会議を開催した。石川幸一（2022）「米国のASEANへの関与と経済協力」, 『新たな国際経済環境とASEANおよび各国の課題』, アジア研究所・アジア研究シリーズ No.107, 亜細亜大学アジア研究所, 所収。
- 8) 包括的戦略パートナーシップは中国とともに豪州とも結ばれた。なお、米国とASEANは2022年に戦略的パートナーシップから包括的戦略パートナーシップに格上げされた。中国はパートナーシップ外交を進めており、江原（2018）によれば、地域協力機構の加盟国を含めると180か国とパートナーシップ関係を結んでいる。江原規由（2018）「一帯一路と伙伴（パートナー関係）—FTA関係への中国の布石—」, 『現代の理論』第19号。

ASEANは2003年に中国と戦略的パートナーシップ関係となり、その後、対話国と順次パートナーシップ関係を確立した（韓国2010年、インド2012年、豪州2014年、日本、米国2015年など）。

- 9) Shambaugh, D. (2021), "Where Great Powers Meet, America & China in Southeast Asia" Oxford University Press, P147. 200は過大と思われるが、100を超えていることは間違いない。
- 10) ASEAN中国博については、末廣昭（2018）「東南アジアに南進する中国」, 末廣昭, 田島敏雄, 丸川知雄編『中国・新興国ネクサス 新たな世界経済循環』東京大学出版会, 所収, 123-125頁, が詳しい。

11) 韓国にもASEANセンターが設立されている。

- 12) ACFTAの修正議定書については、助川成也（2021）「交渉から20年を経たASEAN中国FTA～対話関係樹立30年で経済的存在感が高まる中国～」, 『通商政策の新たな地平—畠山襄追悼論叢』ITI調査研究シリーズ No.121, 国際貿易研究所, 8-11頁, が詳しく、本項での修正議定書につい

- ての記述は同論考に依拠している。
- 13) 物品貿易協定については、石川幸一「始動した ASEAN・中国 FTA—その概要・影響・評価—」、『アジア研究所紀要』第 32 号、2006 年 3 月、亜細亜大学アジア研究所、を参照。
- 14) 助川成也泰日工業大学客員教授によると、タイでは電気自動車（EV）はノーマル・トラックのため中国からの輸入が 2022 年に急増しているという（2022 年 12 月 10 日、亜細亜大学アジア研究所での報告）。
- 15) 助川（2021）による。
- 16) サービス貿易協定については、石川幸一（2007）「サービス貿易自由化を開始する ASEAN と中国」、『季刊国際貿易と投資』70 号、国際貿易投資研究所、を参照。
- 17) 助川（2021）9-11 頁。
- 18) 助川（2021）12 頁。
- 19) RCEP については、石川幸一・清水一史・助川成也編（2022）『RCEP と東アジア』文眞堂、を参照。
- 20) 国際貿易投資研究所「RCEP がもたらす ASEAN を中心とした貿易・投資への影響調査」研究会（2022 年 12 月 11 日）での助川成也教授の報告による。
- 21) 大橋英夫（2022）『RCEP と中国』、石川・清水・助川前掲書所収、70-75 頁。
- 22) 日本経済新聞 5 月 23 日付。
- 23) ISEAS Yusof Ishak Institute（2022）, 'THE STATE OF SOUTHEAST ASIA: 2022 SURVEY REPORT'.

付 表

1. 貿易投資協力

① ACFTA の関連協定とくに ACFTA アップグレード議定書（ASEAN 中国包括的経済協力枠組み協定改定議定書）の実施強化、②物品貿易、投資、非関税障壁などの分野に関連して ACFTA 改定議定書の今後の作業計画についての協議、③貿易、投資、観光振興のために ACFTA を利用する ASEAN と中国の企業を支援、④中国国際輸入博（CIIE）、中国 ASEAN 博（CAEXPO）、中国 ASEAN ビジネスサミット（CABIS）などの貿易投資促進活動へのビジネス界の参加支援、⑤ ASEAN 中国協力ファンド（ACCF）、その他の中国の ASEAN への贈与を通じた経済技術協力プロジェクトの実施促進、⑥ 2020 年の RCEP の調印と早期の実施に向けての協力。

2. 金融協力

① ASEAN+3 金融プロセスのビジョンの実施と地域の金融セーフティネットとしての多角化チェンマイ・イニシアチブ（CMIM）の拡充、地域金融協力の強化拡大、貿易投資決済でのアジア地域通貨の利用、インフラ金融の包括的なイニシアチブ、金融安定とマクロ経済成長に有意義なマクロ経済面の構造的な課題に取り組む支援ファシリティの設計、気候変動の影響緩和と適応のための協力、② CMIM の運用と実効性の向上、③ ASEAN+3 マクロリサーチオフィス（AMRO）の強化、④アジアインフラ投資銀行（AIIB）、アジア開発銀行、世銀グループなど国際金融機関の積極的な関与、⑤アジア債券市場イニシアチブ（Asian Bond Markets Initiative：ABMI）のアジア地域通貨債券市場の発展への貢献の支援、⑥ ASEAN 中国銀行協会と ASEAN+3 銀行間協力メカニズムを通じた銀行及び金融セクターの人的資源開発と能力構築の促進、⑦個人および中小企業の金融サービスへのアクセス改善のためのイニシアチブを通じた持続的発展のための金融包摂拡大支援。

3. 食糧農業協力

① ASEAN 中国農業協力の促進、② ASEAN 中国食糧農業協力覚書の実施、③ ASEAN+3 米備蓄協定（APTERR）の実施と協力強化、④農業輸出と投資の円滑化、⑤穀物・畜産・林業・漁業協力、⑥科学技術・イノベーション・食糧安全保障面での協力、⑦違法・無報告・無規制漁業対策。

4. 衛生植物検疫（SPS）および貿易の技術的障害協力（TBT）

① ASEAN 中国 FTA の衛生植物検疫、貿易の技術的障害、適合性評価手続き（STRACAP）章の覚書の実施、② SPS 協力閣僚会議、STRACAP 小委員会などにより SPS、TBT 協力を実施。

5. 海洋協力

①海洋分野への融資、連結性、科学技術促進と応用、②環境保護協力、ブルーエコノミーパートナーシップの奨励、③海洋生物多様性の保護と資源の持続可能な利用の協力を促進。

6. ICT 協力

①デジタル協力およびサイバーセキュリティについての政策対話と意見交換、② ASEAN 中国デジタル協力年の合意の実施、③ ICT 開発と規制政策、④災害防止と被害の軽減のための緊急通信技術、⑤ネットワークセキュリティ、⑥ AI のような新興技術などの情報交換、⑦ ASEAN 中国情報通信インフラ連結性改善協力、⑧デジタル経済と技術革新分野の情報共有と能力構築。

7. 科学技術イノベーション（STI）協力

① ASEAN 中国科学技術イノベーション協力共同声明の実施、活力のある STI エコシステムの創出、②共同研究や技術移転など能力構築支援を行う STI 政策枠組みの強化、③女性や青年の STI への関与と貢献の強化を含む人的交流、

④ STI 企業の育成支援メカニズムの創出，ビジネスの発展のための新たな連携モデル開発。

8. 交通協力

① ASEAN 中国運輸大臣会議などを通じた政策対話，② ASEAN 中国輸送協力のための改定戦略的計画と輸送協力に関する議定書，ASEAN 中国海上輸送協定，ASEAN 中国海洋教育訓練開発戦略を実施する共同プロジェクト，③ 連結性改善のための海上輸送と港湾開発協力，④ 航空および海洋探索救援協力，⑤ ASEAN 中国航空輸送協定と議定書の拡張，包括的航空協力の強化による自由で互恵的な航空サービス枠組み，⑥ 人的資源開発。

9. 観光協力

① 観光協力円滑化と ASEAN 中国観光大臣会議の創設，② 観光に関する ASEAN+3 大臣会議による政策対話強化，③ ASEAN 中国観光協力共同声明の実施，④ 観光セクター支援と将来のパンデミック危機への対応のための情報共有とベストプラクティスの交換協力強化，⑤ 旅行の促進とデータおよび旅行統計の情報共有，⑥ ASEAN 中国センターの活動を含め ASEAN 中国間の観光客増大のための合同プロモーションの強化，⑦ 持続的な観光のための投資，基準，プログラム推進による質の高い，包括的，アクセスが容易な観光の開発，⑧ ASEAN 中国観光フォーラム，中国国際旅行マートなどへの参加支援，⑨ 教育訓練機関の間のリンケージ強化，⑩ クルーズとヨットによる観光を通じた継ぎ目のない連結性の促進，⑪ 観光関連組織への正確かつタイムリーな情報提供を通じた危機コミュニケーション協力の強化，⑫ デジタルツーリズム開発についてのベストプラクティスの共有と交換。

10. エネルギー・鉱物資源協力

① 政策対話と情報，ベストプラクティスの共有と交換，② 発電，電力貿易統合，再生可能および代替エネルギー，民生用核エネルギーの平和利用，③ 新しい再生可能エネルギーと技術の共同研究など，④ エネルギー効率化と保存の促進，⑤ 鉱物資源探索への積極的な参加と投資，⑥ 地質学および鉱業協力，⑦ 研究開発。

11. 税関協力

ASEAN 中国関税局長協議など通じたシングルウィンドウを含む税関分野の意見交換の継続。

12. 知的財産協力

ASEAN 加盟国と中国の知的財産分野の覚書の実施の実施における協力の強化。

13. 零細中小企業（MSME）協力

① ASEAN 戦略的中小企業開発計画（2016-25）の実施支援（セミナー，能力構築，デジタル経済への参加を含む），② MSME 関連機関とステークホルダーとの政策協議と専門的な知見の交換，③ ASEAN と中国の MSME 支援機関の連携と MSME の貿易投資，教育訓練などでの協力，④ 中国国際中小企業博への ASEAN 加盟国の参加奨励および ASEAN と中国の貿易博などへの MSME の参加支援。

14. 生産能力協力

① ASEAN 中国生産能力共同声明の実施，② 産業高度化による経済開発の促進，③ 生産能力協力のためのよりよいビジネス・投資環境創出のための情報交換，④ 先進技術，グリーンでクリエイティブな産業における高度化とスタートアップのための協力，⑤ 産業間のサプライチェーン・リンケージの促進，⑥ 主要な技術の交流によるイノベーション協力の推進。

連結性協力の行動計画

連結性協力については，① 能力構築，資源動員，旗艦プロジェクト開発による ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC）の実施，② ASEAN 連結性マスタープラン（MPAC）と一帯一路構想（BRI）の相乗効果についての ASEAN 中国共同宣言の効果の実施，③ 鉄道，高速道路，港湾，空港，電力，通信などの分野での連結性促進と ASEAN のインフラプロジェクトの開発，④ 民間資本の動員と国際金融機関の関与による ASEAN における革新的なインフラ資金調達への推進，⑤ ASEAN 連結性調整委員会（ACCC）と中国 ASEAN 連結性調整委員会の中国作業部会（CWC-CACCC）などの協議による協力と定期対話が行動計画となっている。

（出所）ASEAN（2020），Plan of Action to Implement the ASEAN-China Strategic Partnership for Peace and Prosperity（2021-2025）。